

### 農地の貸し借り 相談について



#### 農地の貸出し相談を受け付けます

農地の有効利用や農業者支援のため、貸出し可能な農地の情報を集めています。

耕作を続けられなくなってきた農地や遊休化している農地、貸出し相手から耕作の継続を断られた農地など困っていませんか。貸出しについてご相談ください。地域で耕作している農業者にあつせんします。

#### 対象農地（全ての条件を満たす）

- ◇1か所で900㎡以上まとまっている
- ◇トラクターなどの大型農機具が進入可能
- ◇所在が半田市内

#### 相談までに確認してほしいこと

- ◇農地の所在地番
- ◇現在の耕作者および耕作状況
- ◇給水設備・排水設備の状況
- ◇共有者および相続人の貸付意思（農地が共有・相続手続未了の場合）

#### 貸付け開始が可能な時期・条件

- ◇農地貸出しまでの流れ
- ①農地の貸出し相談
- ②農業者へのあつせん
- ③農業者の借受け希望がある
- ④当事者間で貸付条件の調整

#### ⑤農地の貸付手続き

※借受けを希望する農業者が見つからなかった場合は、あつせんを続けます。

#### 農地を借りたい農業者の登録を受け付けます

農業委員会では、農地の所有者が貸出しを希望する場合、農業者に情報提供し、借受けのあつせんをしています。

営農規模拡大を目指している農業者や新たに農業を始める方は、農業委員会にご連絡ください。

#### 対象

- ◇市内の農地の借受けを希望する方
- ※既に市内で農地中間管理機構の「受け手」に登録をしている農業者は、手続きをする必要はありません。

#### 申込み・問合わせ

農業委員会（産業課内）  
☎84-0637

### 競争入札参加資格 申請の定時受付を 実施します



#### 対象

令和6・7年度に市が行う競争入札に参加および随意契約を希望される方

※現在資格をお持ちの方も継続申請

が必要です。（現在の入札参加資格の有効期限は、令和6年3月31日です。）

#### 申請方法

インターネットから「あいち電子調達共同システム」にアクセスし、必要事項を入力のうえ送信してください。

#### 申請データ入力期間

令和6年1月4日（木）～2月15日（木）  
8時～20時（土・日・祝日を除く）

#### 別送書類の提出期限

仮申請受付日（申請データ送信日）から土・日・祝日を含む7日以内（必着）

※詳しくは、市ホームページに掲載する申請要領（12月上旬公開予定）をご確認ください。

#### 問合わせ

- ◇定時受付の内容について  
総務課 ☎84-0614
- ◇システムの操作について  
ヘルプデスク（平日9時～17時）

- ・建設工事、設計（CALS/E/C）  
☎0120-059-1399
- （受付時間：平日9時～19時）
- ・物件の買入、役務（物品）  
☎0120-511-270
- （受付時間：平日9時～20時）

### 国民年金の 付加保険料について



国民年金第1号被保険者の方は、定額の国民年金保険料に付加保険料1か月400円を上乗せして納めると、次の式で計算された額が老齢基礎年金に加算されます。ただし、国民年金基金に加入中の方は、利用できません。

また、個人型確定拠出年金も拠出限度額があり、納付額によっては、付加保険料と併用できない場合がありますのでご注意ください。

#### 付加年金受給額の計算式

- ◇200円×付加保険料納付月数  
例えば、付加保険料を10年間納付した場合
- ・付加保険料  
400円×10年（120月）
- ＝48,000円（支払総額）
- ・付加年金額  
200円×10年（120月）
- ＝24,000円（受給年額）

※老齢基礎年金の受給開始後2年間で支払った付加保険料と同額になるため、3年目以降から得するようになります。

#### 申請・問合わせ

本人確認書類（写真付きのもの）をお持ちのうえ、国保年金課で手続きをしてください。

国保年金課 ☎84-0653